

○松本市図書館協議会規則

昭和 55 年 3 月 18 日  
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 [この規則](#)は、[松本市図書館条例\(昭和 39 年条例第 41 号。以下「条例」という。\)](#)第 8 条による松本市図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 協議会に会長を置き、協議会委員(以下「委員」という。)のうちから互選する。  
2 会長は会務を掌理する。  
3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(職務)

第 3 条 協議会は、図書館の運営に関し中央図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずる。  
2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べるができる。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長は会長が務める。  
2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 [この規則](#)に定めるものを除くほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

[この規則](#)は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 10 月 1 日教育委員会規則第 14 号)

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日教育委員会規則第 26 号)

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。